

令和7年度  
タイ市場誘客促進のための観光プロモーション等  
業務委託にかかる仕様書  
(企画提案時)

令和7年7月  
公益社団法人ツーリズムおおいた

## 仕様書（企画提案時）

### 1 委託事業名

令和7年度タイ市場誘客促進のための観光プロモーション等業務委託

### 2 目的及び事業概要

福岡空港への直航便が就航しているタイ市場をターゲットとして、福岡空港から入国した外国人観光客を九州北東部に誘客することを目的とし、大分県、福岡県及び北九州市（以下「2県1市」という。）が連携して、主に鉄道利用を軸とした観光プロモーションを実施するもの。

### 3 履行場所

発注者の指定する場所

### 4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

### 5 業務委託の内容

#### (1) 全体業務関連

##### ① 業務内容

ア 本仕様書6以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたっては、(2)～(4)の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの体制を整えること。

##### ② 提案事項

本事業実施にあたっての推進体制及び実施計画について提案すること。

#### (2) タイ市場における観光プロモーション

タイ市場の訪日旅行実態や2県1市の旅行動線を踏まえた、タイ人旅行者向けのBtoCプロモーションを実施する。

##### ① タイ人旅行者目線による2県1市観光プロモーション

###### ア 業務内容

(ア) 日本の観光情報等の発信に特化し、タイ市場で発信力のある媒体を活用した情報発信を行うこと。

(イ) 情報発信の内容は、2県1市（福岡県においては「筑前玄海エリア<sup>※1</sup>」及び「京築エリア<sup>※2</sup>」を対象とする。以下同じ。）を結ぶ九州旅客鉄道の鹿児島本線及び日豊本線を軸として、観光スポット、グルメ、宿泊施設、特急列車など、旅行者にとって便利で有益な情報や、2県1市への来訪意欲を高める内容とすること。

※1 筑前玄海エリア：宗像市、古賀市、福津市、芦屋市、岡垣町

※2 京築エリア：行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

- (ウ) プロモーションの実施にあたっては、九州旅客鉄道株式会社との連携を図ること。
- (エ) 2県1市の観光情報サイトや各種OTAサイト等へ誘導するような動線を設けるとともに、2県1市が運営するSNS・観光情報サイト等との連携や、JNTOバンコク事務所の協力を得た情報発信などの横展開を図ること。
- (オ) 現地の言語でのやりとりが可能な体制をとること。

#### イ 提案内容

以下に示す事項について提案すること。

- (ア) 情報発信の手法について、現地メディア、KOLの招請、動画、Webサイト、SNSなどの活用、イベント開催、広告掲載などの手法から、タイ人の訪日旅行の実態、嗜好などを考慮したうえで選定し、理由を含めて提案すること。
- (イ) 情報発信の内容について、観光スポット等の選定の考え方及び発信予定件数について提案すること。
- (ウ) 九州旅客鉄道株式会社との連携方法について具体的に提案すること。
- (エ) 本事業の成果物を活用した、2県1市が運営するSNS・観光情報サイト等との連携や、関係各所への横展開について提案すること。
- (オ) 言語対応の体制について提案すること。
- (カ) 各項目の提案内容について、適切なKPIを設定し、提案すること。

#### ② その他の追加で実施する業務

上記5-(1)～(2)のほかに、タイ人旅行者の来訪意欲を向上させ、集客に繋がる取り組みがある場合は、具体的に提案すること。

ただし、追加提案部分は、本業務の提案限度額の範囲内とする。

また、追加提案についても具体的なKPIを設定すること。

#### (3) 効果検証

本事業を通じ、旅行者や旅行会社のニーズを把握しながら、タイ市場における九州北東部の課題をまとめ、ニーズを明らかにしたうえで、今後のプロモーションのあり方を具体的に提案すること。

また、分析結果の元となるデータも合わせて提供すること。なお、データが現地の言語の場合は、日本語に翻訳すること。

#### (4) 報告書作成

- ① 業務完了後、(1)～(3)の実施状況を速やかに報告書にまとめ、提出すること。

なお、報告書には、各業務を実施したことを示す書類及び写真等を添付すること。

- ② 報告書の形式・部数

USBメモリなどの記録媒体に保存した電子データ3部

- ③ 提出先：大分県、福岡県、北九州市（各県・市に1部ずつ）

## 6 その他

- (1) 委託契約は、2県1市それぞれと個別に締結するものとし、契約方法は2県1市ぞれ

それぞれの契約規則等に則るものとする。

ただし、大分県については「公益社団法人ツーリズムおおいた」を、福岡県については「公益社団法人福岡県観光連盟」を委託者とする。

- (2) 情報発信の内容、回数やスポット数等の設定については、2県1市のバランスを考慮すること。
- (3) 各業務にかかる一切の経費（会場費、招請費、掲載費、調整費等）は、全て委託費に含まれるものとする。
- (4) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、発注者の指示等に従いながら進めること。
- (5) 受託者は発注者の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。
- (6) 本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、受託者に帰属する。ただし、連携都市が運営する観光関連サイトへの活用または連携都市が主催する観光PRイベント等において各種媒体を活用し発信する場合、連携都市は当該成果品を使用することができることとする。なお、成果物の編集を伴う場合は、協議のうえ個別に編集の可否を判断するものとする。また、これらの場合においては、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。それ以外の成果物の著作（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、連携都市に帰属する。
- (7) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (8) 仕様書の内容に疑義が生じた場合には、協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。